

敦賀市合宿誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生徒又は学生（以下「学生等」という。）の合宿を本市に誘致することにより、若年層との交流人口の拡大、敦賀市の魅力向上と賑わいの創出及び宿泊型観光の推進を図るため、敦賀市合宿誘致事業費補助金の交付に関し、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部活動型合宿 県外に所在する高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）（以下「学校」という。）において学生等の自主的・自発的な参加により行われている課外活動の一環として、学生等で構成する運動系及び文化系の部やサークル等（以下「部等」という。）が本市内に宿泊して行う合宿をいう。ただし、次号に該当するものを除く。
- (2) ゼミ型合宿 県外に所在する学校の教育課程又は研究活動の一環として、学生等が所属するゼミ、研究会等（以下「ゼミ」という。）が本市内に宿泊して行う調査、研究、学習等を目的とした合宿をいう。加えて、部等の活動内容が学問的な調査、研究、学習等を目的とするもので、その目的のために本市内に宿泊して行う合宿を含むものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県外に所在する学校の学生等で構成する団体（以下「団体」という。）が本市内に宿泊して行う合宿で、次の各号に定める要件を満たすもの（以下「合宿」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊するものであること。
- (2) 本市の区域内で、前号に掲げる施設に宿泊する団体の学生等の延べ人数が20人以上であり、かつ、1泊当たりの宿泊経費が3,000円を超えるものであること。

2 前項の規定に関わらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは補助

対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 単に公式大会又はイベントに参加することのみを目的とするもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(4) 本市又は本市から補助金等の交付を受けている団体から、補助金等の交付を受けているもの

(5) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る宿泊費とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿の主催者とする。

2 複数の団体が同一の目的で合宿する場合は個々の参加団体の主催者を補助対象者とする。

3 同一の団体が2か所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、一つの補助対象者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。

(1) 部活動型合宿に係る補助金の額は、宿泊した学生等の延べ人数に1,500円を乗じて得た額とし、1回につき20万円を限度とする。

(2) ゼミ型合宿に係る補助金の額は、宿泊した学生等の延べ人数に2,000円を乗じて得た額とし、1回につき20万円を限度とする。

2 合宿期間中、福井県内において福井を知る取り組みや地域住民等との交流（以下「地域交流」という。）を行う場合、予算の範囲内において、地域交流1回につき、地域交流に参加した学生等1人当たり250円を加算する。ただし、地域交流の回数が宿泊日数を上回る場合は、宿泊日数を加算回数の上限とする。

3 前項に定める加算の額は、本条第1項に定める限度額に含めない。

(交付の申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、事業を開始する日の2週間前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 敦賀市合宿誘致事業費補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 宿泊経費に係る収支予算書(様式第3号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 敦賀市合宿誘致事業費補助金実績報告書(様式第4号)

(2) 事業活動報告書(様式第5号)

(3) 宿泊経費に係る収支決算書(様式第6号)

(4) 宿泊証明書(様式第7号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 補助金の支払は、敦賀市補助金等交付規則第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に、敦賀市合宿誘致事業費補助金交付請求書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日改定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月9日改定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日改定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月20日改定)

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。